



市章

大津市公報

令和8年4月15日
号外(第31号)発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

○ 監査委員告示

- 4 大津市職員措置請求に係る監査結果について…………… 1

監査委員告示

大津市監査委員告示第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定により令和8年2月17日に提出された大津市職員措置請求について、監査を実施したので、その結果を同条第5項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年4月15日

大津市監査委員 島 戸 克 浩
同 津 田 穂 積
同 山 本 久 子
同 松 山 延 寿

大津市職員措置請求に係る監査の結果について

第1 請求の受付

1 請求書の提出

令和8年2月17日

2 請求人

A

3 請求の要旨(請求書要旨)

大津市長が2024年度に支出した交際費のうち、自治会・自治連合会等との懇親会に係る支出は、「公の支出としての適正性」を欠き、違法又は不当である。

大津市では、自治会や自治連合会等の利害関係団体との懇親会について、市職員には「私的な団体の集まり」として公費でなく自費参加を求めているにもかかわらず、大津市長は同様の会合に公費の交際費を支出しており、明らかな二重基準が存在する。このような支出は、公金の私的利用と見なされるおそれがあり、市民の信頼を損なう行為である。

対象となる懇親会は、業務報告や政策協議の場ではなく、親睦を目的とした私的性格の強い会合である。公金の支出は「公益上必要かつ適正」でなければならないが、本件支出はその要件を満たしていない。

2024年度の市長交際費約1,070,000円のうち、約8割の約780,000円が慶祝費(宴会費)に充てられており、過去の市政運営と比較しても著しく高額である。2024年度の佐藤市長の交際費は、越前市長(以下「前市長」という。)時代の2019年度と比較すると、約280,000円から約1,070,000円へと3.8倍も膨れ上がっている。その約780,000円のうち、自治会や自治連合会等の慶祝費は248,300円である。1年に何度も市長交際費で自治連合会の宴会に出席しており、特定団体との繰り返しの宴会支出は、市政の公平性・中立性を損なうおそれがある。

よって、当該支出について監査を行い、必要に応じて、大津市長に対して、市長交際費のうち自治会や自治連合会等との懇親会費248,300円の返還請求等の措置を講じることを求める。

措置請求対象とされた交際費支出一覧

項番	支出日	件名	金額
1	令和6年5月9日	令和6年度大津市自治連合会意見交換会会費	7,300円
2	令和6年5月11日	伊香立学区各種団体長歓送迎会会費	10,000円
3	令和6年5月12日	ながらまちづくり協議会懇親会会費	7,000円
4	令和6年10月26日	大津市自治連合会創立70周年記念祝賀会会費	12,000円

5	令和6年11月18日	令和6年度第3回大津市南部自治連協議会懇談会会費	10,000円
6	令和6年12月13日	晴嵐学区令和6年度市長を囲む懇談会会費	10,000円
7	令和6年12月14日	雄琴学区年末懇談会会費	10,000円
8	令和7年1月4日	令和6年度坂本学区自治連合会新年交歓会会費	10,000円
9	令和7年1月5日	富士見学区新年交歓会会費	3,000円
10	令和7年1月5日	晴嵐学区新年あいさつ会会費	10,000円
11	令和7年1月5日	膳所学区新春交礼会会費	8,000円
12	令和7年1月9日	石山学区年賀会会費	10,000円
13	令和7年1月10日	滋賀学区新春交礼会会費	9,000円
14	令和7年1月10日	藤尾学区新年交礼会会費	6,000円
15	令和7年1月11日	瀬田学区新年交歓会会費	10,000円
16	令和7年1月11日	大石学区新年交礼会会費	11,000円
17	令和7年1月11日	瀬田南学区新年交歓会会費	10,000円
18	令和7年1月11日	瀬田東学区新年交歓会会費	10,000円
19	令和7年1月11日	青山学区新年交礼会会費	10,000円
20	令和7年1月11日	堅田学区新年あいさつ会会費	11,000円
21	令和7年1月12日	田上学区新年交礼会会費	10,000円
22	令和7年1月12日	長等学区自治連合部会新年交礼会会費	7,000円
23	令和7年1月13日	逢坂学区新年交礼会会費	9,000円
24	令和7年1月24日	下阪本学区年始市政懇談会会費	9,000円
25	令和7年1月25日	仰木学区新年挨拶会会費	11,000円
26	令和7年3月24日	大津市自治連合会意見交換会会費	8,000円
27	令和7年3月26日	坂本学区自治連合会懇親会会費	10,000円
合計金額			248,300円

(支出日は主催者に支払った日)

4 請求の受理

本件措置請求は、令和8年2月17日に受け付け、要件審査において地方自治法第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め、同月26日付けでこれを受理した。

なお、本件請求対象の交際費支出行為のうち、支出があった日から1年を経過した部分（措置請求対象とされた交際費支出一覧の項番1から25まで）については、地方自治法第242条第2項ただし書の「正当な理由」の存否について、請求人からの陳述等の内容を確認した上で判断することとした。

第2 監査の実施

1 措置請求書の訂正及び請求人の陳述

(1) 措置請求書の訂正

本件措置請求に関して、令和8年2月20日に、当初提出のあった請求書面の訂正があった。また、同年3月10日に、再度、請求書面を訂正されるとともに追加資料の提出があり、同日付けで受け付けた。

提出された新たな証拠書類

ア 意見陳述書

イ 大津市市長交際費の支出及び支出状況の公表に関する要綱（以下「市長交際費要綱」という。）の写し

ウ 過去の懇談会に関する報道資料及び情報公開資料

エ 大津市自治連合会運営補助金交付基準の写し

オ 大津市地区環境整備事業補助金交付基準の写し

カ 待機児童数に関する報道資料

キ 幼稚園教員及び大津市長等の給与関連資料

(2) 請求人の陳述

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和8年3月10日に監査室において、請求人に対し、証拠の提出及び陳述の機会を付与した。

陳述には請求人が出席し、請求書及び追加資料に従って陳述が行われた。請求書に記載のない事項についての請求人の陳述の概要は、次のとおりである。

ア 市長交際費要綱と支出内容の不一致についてである。大津市長は交際費のうち「慶祝費」を自治会・自治連合会等との懇親会に支出している。2024年当時の市長交際費要綱では、慶祝費は「祝賀会等への出席に係る経費」と定義されている。ところが、自治会等から大津市長宛に送付された案内文書を確認すると、支出対象となった会合の多くは祝賀会ではなく、単なる親睦目的の懇親会であり、要綱の定義と一致していない。

イ 過去からの市民・メディアによる批判と司法判断についてである。自治会・自治連合会等との懇談会費については、過去から市民やメディアによる批判が続いてきた。2002年には、しが自治会オンブズパーソンが監査請求を行い、その後の住民訴訟で大津地裁は「限度を超えた支出は社会通念上の儀礼の範囲を逸脱し違法」と判断し、市長らに1,100,000円の返還を命じた。この判決では、1人当たり6,000円を超える懇談会費は違法とされている。しかし、2024年、大津市長は6,000円を超える懇親会に公金（交際費）で参加しており、過去の司法判断や市民の批判が十分に踏まえられていない状況である。

ウ 情報公開請求により、過去の懇親会において、副市長が自治連合会から接待を受けていた事例、市職員と自治会関係者のスナックでの飲食費が公金で支出されていたこと、大津市自治連合会の事務局（当時：自治協働課）の実績報告書に「給仕費（コンパニオン）」の計上がされていたこと及び自治会負担で市職員22名が飲食の提供を受けていた事例が確認された。これらのことについては、公金支出の適正性の観点から重大な問題を含んでいる。

エ 前市長による「飲食を伴う懇談会の廃止」方針について、過去の不適切な支出が批判を受けたことを受け、前市長は「自治会等との飲食を伴う懇談会をやめる」と方針を示し、実際に市内部で厳しい制限が設けられた。自治連合会等は市から多額の補助金を受ける利害関係団体であり、飲食を伴う懇談会の制限は妥当な措置であった。しかし現市長の就任後、再び飲食を伴う懇談会が実施されるようになり、過去の改善が後退している。

オ 市は懇親会を「意見交換の場」と説明しているが、以下の点から妥当性に疑問がある。情報公開請求をしても、意見交換の内容を示す記録が一切存在しない。意見交換であれば、日中の庁舎や市民センターで実施可能である。同一団体と短期間に複数回懇親会を実施しており、内容が親睦目的と判断される。行政として「意見交換」を主張するのであれば、記録の不存在は説明として不十分である。

カ 公金支出の優先順位と市長の負担について、近年、大津市では待機児童数が全国ワースト1となり、幼稚園教諭の給与引下げが令和8年2月市議会通常会議に提案された。一方で、市長・市議会議員の給与の引上げが同会議に提案されている。このような状況下で、飲食を伴う懇親会費を公金で支出することは、市民感情や財政運営の観点から適切とはいえない。懇親会に参加する場合は、市長自身の給与から自費で負担すべきと考える。

キ 公金支出の基準明確化の必要性について、現市長は、自治会等から案内があれば参加する傾向があると推察される。そのため、監査委員において公金支出の適正基準を明確化すること、市長交際費の運用に制限を設けることが必要と考える。基準が明確になれば、不必要な懇親会への参加を抑制する効果も期待できる。

ク 同一団体及び短期間に複数回の懇親会を実施している内容としては、5月頃、Bホテル、Cホテル等で大津市自治連合会総会後に大宴会をしている。年末と新年の会合においても特に有力幹部の学区の方が各学区自治連合会での懇親会で案内を出している。

ケ 有力幹部とは、長年にわたり大津市自治連合会の会長になっている人である。特定の学区であり、副会長も決まった学区の方がなっている。またその学区の方が顧問になったりして、そういった学区

の方との懇親会がある。

コ 前市長は報道される前にはそういった場へ参加していたが、参加しなくなった2019年度には本当に必要な市長交際費に限定していた。弁護士の市長だったので、その辺りを区別されたのではないかと考えている。

2 市長からの意見書の提出及び関係職員の陳述の聴取

令和8年3月6日に本件措置請求に対して市長から意見書の提出があり、同月10日に監査室において、関係職員（政策調整部秘書課（以下「担当課」という。）の長（以下「担当課長」という。）及び同課主査）から陳述の聴取を行った。

意見書及び関係職員の陳述の概要は、次のとおりである。

- (1) 自治会や学区自治連合会及び大津市自治連合会（以下「自治連合会等」という。）については、私的な団体の集まりではなく、地域のために自主的に活動する地域社会における住民自治の基礎的な組織であり、地域コミュニティの維持・形成に不可欠な団体である。地方自治法においても、自治会、町内会を町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下「地縁による団体」という。）と位置付けている。自治連合会等は、自治会の集合体及びそれをもって構成される団体であり、地縁による団体に準ずる団体であることから、自治会及び自治連合会等を私的な団体の集まりと認識していない。
- (2) 交際費は、一般的には、対外的に活動する地方公共団体の長その他の執行機関が、その行政執行のために必要な外部との交際上要する経費で、交際費の科目から支出される経費であり、交際する者に対して支給する経費ではない。また、長や執行機関ではない補助職員である一般職の職員にまで認められるものとは考えがたく、一般職の職員が交際費ではなく、自費をもって懇親会に参加していることを理由に、市長の本件交際費の支出が違法又は不当であるとする請求人の主張は失当である。
- (3) 本件交際費の支出は、いずれも、地縁による団体又はこれに準ずる団体の懇親会への参加に係るものであり、市長が直接に地域自治組織の長などから住民の声（意見や要望、困りごと等）を聴くことにより、公共団体の広く担うべき役割を果たすためこれらの相手方との友好、信頼関係の維持増進を図るものであり、また、その1回当たりの支出額は、公共施設ではなく、民間のホテル会場などでの開催であることを鑑みれば、最大でも12,000円であり、社会通念上儀礼の範囲を超えるものではない。
- (4) 各種団体等からの会合等への出席依頼に基づき、公務として市長（特別職である副市長による代理を含む。）が市を代表して出席する場合に交際費を支出しており、上記(1)から(3)のとおり、公金を私的に利用しているとは考えられず、市民の信頼を損なう行為には当たらない。
- (5) 本市としては、このような懇談の場であっても、単なる親睦を深めるだけではなく、執行機関の長である市長等が直接に地域の自治組織（地縁による団体）の長等が集まる場において、住民の声を聴く機会としても有効であることから、政策目的を持って参加しており、私的性格の強い会合ではなく公益上必要であると判断している。
- (6) 公の支出としての適正性については、法令遵守、透明性、公正性及び効率性を確保することにより適正に執行している。予算、決算について議会での議決を得て、予算の執行に関しては、地方自治法及び地方財政法に基づき行っており、その情報は、情報公開制度や市長交際費要綱、大津市市長交際費の支出基準に関する要領（以下「市長交際費要領」という。）によって透明性の確保に努めている。予算の執行に当たり、相手先団体等の活動内容（公共性・公益性等）を踏まえて支出の判断を行うとともに、その範囲及び額は必要最小限にとどめるよう努めている。
- (7) 交際費のうち、慶祝費の額が過去の市政運営と比較しても著しく高額である、また、前市長の時代と比較して3.8倍である旨の請求人の主張については、平成30年度以前の交際費との比較や同等規模の自治体との比較がなされていないことから疑義が生じる。前市長の任期2期目については交際費（慶祝）の支出がないが、1期目の交際費の支出状況と比べると、現市長とさほど変わらない支出状況となっている。
- (8) 交際費については、地方公共団体の長等に一定の裁量権があると解されているが、裁量のまま際限なく交際費を支出することは、地方自治法、地方財政法の趣旨にも反するおそれがあることから、その予算措置や執行に関しては、公益性や職務執行との関係性を十分に理解し、その使途についても透明性の確保と広く市民への公表によって、疑義が生じないように努めている。
- (9) 本市における学区自治連合会は学区単位で構成されており、その数は36団体となる。それぞれの団体は個別の組織であり、その案内に応じて出席することは、単なる親睦だけではなく、その時々、また、各地域における課題等の意見交換の場として活用しており、公平性、中立性を損なうとは考えていない。また、(3)に記載の本件懇親会に参加する目的から、定期的に参加することでその友好、信頼関係を維持する必要がある。
- (10) 当該交際費の支出は適法であり、請求人のいう公の支出としての適正性を欠く違法、不当な支出にはあ

たらない。

- (11) 懇親会等への出欠の判断において、学区自治連合会及び大津市自治連合会からの依頼も含めて、市長宛てに届く出席依頼は年間で約900件ある。全ての依頼を市長及び副市長に確認した上で、ほかの公務日程や議会日程、休日等も含めて物理的な出席の可否や、団体の性質・性格等、市として政策的に関係性を有効に保っていく必要があることを見極めて判断している。
- (12) 市民の声を聴く目的のために公平に出席しているかという観点であるが、運動会等でもテントを回って言葉を交わし、時には要望的な話や厳しい意見を聴くこともある。市民の思いを直接聴く機会が非常に大切であるという認識であり、現場や地域に赴いて市民の自然な声を聴くことは参考になることもある。地域については、1日に5、6件回るときもあり、限られた時間の中で効率的に回ることができるように考慮している。

3 監査対象事項

本件請求のうち、交際費の支出（財務会計上の行為）があった日から1年を経過した部分（措置請求対象とされた交際費支出一覧の項番1から25まで）については、請求人から、地方自治法第242条第2項ただし書の「正当な理由」の新たな証拠の提出及び陳述はなかった。

この点について、判例ないし裁判例においては次のとおり判示されている。

「正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、当該普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきである（最高裁判所平成14年9月12日第一小法廷判決・民集56巻7号1481頁参照）。そして、通常の注意力でなく相当の注意力をもってする調査を正当な理由の有無の判断基準としていることの趣旨を考慮すると、住民が相当の注意力をもってする調査については、マスコミ報道や広報誌等によって受動的に知った情報だけに注意を払っていれば足りるものではなく、住民であれば誰でもいつでも閲覧できる情報等については、それが閲覧等を行うことができる状態に置かれれば、そのころには住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて知ることができるものというべきである（最高裁判所平成14年9月17日第三小法廷判決（判例時報1807号72頁参照）」（東京高等裁判所平成18年（行コ）第188号平成19年2月14日判決）

上記の判決を基に本件請求についてみると、財務会計行為が秘密裡に行われたものではなく、当該行為に係る文書が作成され、情報公開の対象となった時点以後、いつでも閲覧等ができる状態にあったこと、また、市長交際費については1か月ごとに支出状況がホームページで公表されているのであるから、請求人が相当の注意力をもって尽くすべき調査として情報公開請求をしていれば、1年の監査請求期間内に、監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたといえる。

しかしながら、請求人は情報公開請求を行い、当該行為の存在及び内容を知ったにもかかわらず、かなりの期間が経過した後、令和8年2月17日に本件措置請求を行った。

以上のことから、措置請求対象とされた交際費支出一覧のうち、下記の2件を監査の対象とした。

(1) 大津市自治連合会意見交換会会費

- ア 支出日 令和7年3月24日
- イ 支出金額 8,000円

(2) 坂本学区自治連合会懇親会会費

- ア 支出日 令和7年3月26日
- イ 支出金額 10,000円

4 監査対象所属に対する確認

令和8年3月18日に、監査委員事務局職員が、担当課の職員に確認した内容及び説明を受けた内容は、次のとおりである。

(1) 市長交際費要綱及び市長交際費要領における懇親会の支出区分について

令和6年度における市長交際費要綱及び市長交際費要領での懇親会の位置付けについて、懇親会は慶祝の支出区分に含まれている。市長交際費要綱では「慶祝 祝賀会等への出席に係る経費」の「等」に含まれており、市長交際費要領では「祝賀会・記念式典・大会・行事等」の「等」に含まれている。

(2) 懇親会等への出席実績について

今回の監査対象は第2の3(1)及び(2)の2件であるが、令和6年度における各種団体の懇親会への出席実績について、特定の自治連合会等の懇親会への出席に偏っていないか確認した。実績としては、自治連合会のほか、事業者関係団体や有資格者関係団体などの市政に関わる様々な団体等の懇親会に出席しており、大津市自治連合会を含むいくつかの団体において1年に2回出席している団体があるものの、特定の自治連合会等の懇親会への出席回数が多いわけではない。

5 事実関係の確認

市長交際費は担当課が所管しており、市長に対する各種行事への案内通知、出席依頼等を一括して管理し、案件ごとに行事等の内容、主催団体の性質・性格、市長のスケジュール等を確認して対応している。

(1) 市長交際費の支出方法について

市長交際費の歳出科目は、(款)総務費(項)総務管理費(目)一般管理費(節)交際費であり、大津市財務規則第75条の規定に基づき、資金前渡の方法により支出されている。なお、資金前渡を受けることができる職員(以下「資金前渡職員」という。)は、同規則第76条の規定により担当課長となっている。

(2) 前渡資金の支払手続及び精算について

資金前渡職員は、同規則第78条において、債権者から支払の請求を受けたときは、その請求が正当であるか、及び資金前渡の目的に反しないかを調査し、その支払が正当であると認めたときは、現金払をし、領収書を徴さなければならないと規定されている。

前渡資金の精算については、同規則第79条において、資金前渡職員は、前渡資金が職員給与である場合を除き、資金前渡に係る用務の終了後5日以内に前渡資金の精算をし、領収書を添えて、会計管理者に、当該前渡資金の精算の内容を通知しなければならないと規定されている。

(3) 市長交際費の資金前渡及び精算状況について

交際費は、あらかじめ現金を前渡する必要があることから、一定期間内に必要な金額を資金前渡する方法で資金前渡職員に交付されており、資金前渡職員は交付を受けた現金を金庫で保管の上、支出処理については前渡金受払簿により1件ずつ整理されている。支出に関する伺書その他の関係書類を確認したところ、同規則等に基づき処理されていた。

(4) 交際費運用基準について

平成22年4月1日付けで、市長交際費の支出及び支出状況の公表に関する必要な事項を定めた市長交際費要綱が制定されるとともに、令和2年4月1日付けで、支出区分ごとの支出額など支出の基準に関する必要な事項を定めた市長交際費要領が制定されており、市長交際費は市長交際費要綱及び市長交際費要領に基づき支出されていた。

6 判断

(1) 交際費支出の適否について

交際費は、地方自治法施行規則第15条第2項に定める予算科目の交際費の節から支出される経費であり、行政実例によると一般的には、対外的に活動する地方公共団体の長その他の執行機関が、その行政執行のために必要な外部との交際上要する経費で、交際費の予算科目から支出される経費である。

また、判例ないし裁判例においては次のとおり判示されている。

「普通地方公共団体も社会的実体を有するものとして活動している以上、当該普通地方公共団体の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において、長又はその他の執行機関が各種団体等の主催する会合に列席するとともにその際に祝金を主催者に交付するなどの交際をすることは、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、上記事務に随伴するものとして許容されるというべきである(最高裁昭和38年(オ)第49号同39年7月14日第三小法廷判決・民集18巻6号1133頁、最高裁昭和61年(行ツ)第144号平成元年9月5日第三小法廷判決・裁判集民事157号419頁、最高裁平成14年(行ヒ)第46号同15年3月27日第一小法廷判決・裁判集民事209号335頁参照)。そして、普通地方公共団体が住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとされていること(法1条の2第1項)などを考慮すると、その交際が特定の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において具体的な目的をもってされるものではなく、一般的な友好、信頼関係の維持増進自体を目的としてされるものであったからといって、直ちに許されないこととなるものではなく、それが、普通地方公共団体の上記の役割を果たすため相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、当該普通地方公共団体の事務に含まれるものとして許容されると解するのが相当である。しかしながら、長又はその他の執行機関のする交際は、それが公的存在である普通地方公共団体により行われるものであることにかんがみると、それが、上記のことを目的とすると客観的にみることができず、又は社会通念上儀礼の範囲を逸脱したものである場合には、当該普通地方公共団体の事務に含まれるとはいえず、その費用を支出することは許されないものというべきである(前掲平成元年9月5日第三小法廷判決参照)。」(最高裁判所平成15年(行ヒ)第74号平成18年12月1日第二小法廷判決)

「一般的な友好、信頼関係の維持増進自体が目的である場合には、関係者に対する儀礼を尽くすために必要な最小限度の範囲内において許容されたものであるから、儀礼を尽くす契機となった行事や出来事自体に公務性や行政上の有益性があることが要求されるものではなく、儀礼的行為を行うことによって行政の円滑な運営を図ることができるという公益に資するものであれば足りるというべきである。」(東京高等裁判所平成14年(行コ)第185号/平成14年(行コ)第218号平成14年12月24日判決)

「交際費としての支出の適否に関する判断基準としては、<1>職務との関連性の有無、<2>支出先の団体等の性格、<3>支出対象となる行事等の性格などを総合して判断すべきである。」(横浜地方裁判所平成12年(行ウ)第16号平成15年3月19日判決)

これらのことから、交際費の支出に係る基本的な指針は、当該支出が職務執行上の交際に費消されるものであること、対外的な活動に使われるものであること、当該地方公共団体の公益に資するために使用されるものであること、社会通念上の儀礼の範囲内の経費や程度であることであり、加えて、各種団体が主催する懇親会等への出席に伴う会費の支出については、支出事由、目的、内容、会場、出席者の社会的地位・立場などを検討の上、判断されるものであることも、支出の適否の判断基準になると考えられる。

(2) 自治連合会等について

大津市のまちづくりは、自治会組織を中心として活動の推進を図っており、学区自治連合会、大津市自治連合会との連携の下に地域住民の連帯感が培われ、会員相互の親睦活動、地域活動が活発に展開されている。

自治会とは、原則として、一定の区域において、そこに居住又は営業する全ての世帯と事業所をもって組織することを旨とし、その区域内に生ずる様々な共同の問題に対処することを通して、地域を代表しつつ地域の共同管理に当たる住民自治組織である。

学区自治連合会は、学区内の自治会等で組織された連合体であり、その活動は、各自治会活動などについての調整的な役割のみならず、学区内の共通の諸課題等に対する市、県等への要望活動、学区内のコミュニティ醸成のための自主事業活動、更には、学区内の各種団体との連携を図るほか、単位自治会との緊密な連携により学区住民の福祉の増進に努めることとされている。

大津市自治連合会は、市内各学区自治連合会をもって構成されているものであって、各学区自治連合会の連携協調を図るとともに市政運営上の諸問題に協力するために組織されたものである。

一方で、大津市においても、これまで市政運営を進める上で地域における重要な諸施策の推進に際しては、自治連合会等との協議、連携の下、取り組んでおり、自治連合会等は当該地域の福祉の増進及び地域社会の発展を担う中心的な役割を担う団体である。

以上のとおり、自治連合会等は、その地域に属する住民の民意を集約することができる代表的な公共的団体である。

(3) まとめ

上記(1)及び(2)の各観点から見ると、監査対象の支出金額は8,000円及び10,000円であり、社会通念上儀礼の範囲を逸脱しているものではないと認められる。また、自治連合会等との意見交換会や懇親会は市政の円滑な運営上で意義があり、公益に資すると考えられる。

なお、請求人が主張している過去の懇談会(第2の1(2)イの大津地裁の判決)については、本市が主催する懇談会の経費を食糧費から支出したものであり、交際費の判断基準とは異なるものである。

第3 結論

以上のことから、本件措置請求については、次のとおり判断する。

- 1 本件措置請求に係る支出に違法・不当なものは認められない。したがって、請求人の主張には理由がないことから、棄却する。
- 2 本件措置請求のうち、令和6年5月9日から令和7年1月25日までの支出については、支出の日から1年を経過しており、地方自治法第242条第2項ただし書に規定される「正当な理由」が認められないため、却下する。

第4 意見

監査の結果については、以上のとおりであるが、この結果を踏まえ、次のとおり意見を述べる。

市長交際費は、市民が負担する税金を原資としている公金による支出であることから、疑念や不信を抱かれることのないよう、より一層透明性を高めるとともに、時代とともに変化する社会通念を念頭に引き続き適正に運用されることが重要であると考えます。

このため、交際費の支出処理においては、支出の内容について市長交際費要綱の支出区分のほか、目的や参加予定人数等を具体的に記載することで、交際費の支出に係る判断の正当性がより明確になるように取り組まれない。また、資金前渡による会計処理については、資金前渡職員が一定期間現金を保有しているリスクを考慮の上、交際費の支出実績等を踏まえて支出金額及び保管期間の適正化に努められたい。